

## 第23期 決算公告

令和6年3月29日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
リーフラス株式会社  
代表取締役 伊藤清隆

貸借対照表（令和5年12月31日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,124,845	流動負債	2,504,639
現金及び預金	2,345,911	買掛金	171,131
売掛金	591,699	短期借入金	625,001
商品	20,493	一年内返済社債	40,000
貯蔵品	25,652	一年内返済長期借入金	272,940
前払費用	134,199	リース債務	9,121
短期貸付金	376	未払金	141,534
未収入金	11,128	未払費用	646,771
貸倒引当金	△ 4,822	未払法人税等	163,449
その他	205	未払消費税等	157,119
固定資産	476,387	前受金	88,886
有形固定資産	93,820	預り金	9,420
建物付属設備	90,690	賞与引当金	137,902
工具・器具・備品	22,482	その他	41,362
リース自動車	47,522	固定負債	438,512
リース器具備品	13,760	社債	100,000
減価償却累計額	△ 80,635	長期借入金	293,677
無形固定資産	52,072	リース債務	17,609
商標権	1,097	資産除去債務	27,225
ソフトウェア	50,432	負債合計	2,943,152
顧客関連資産	542	（純資産の部）	
投資その他の資産	330,495	株主資本	658,981
子会社株式	92,675	資本金	80,500
投資有価証券	5,022	資本剰余金	45,500
長期貸付金	1,432	資本準備金	45,500
長期前払費用	2,315	利益剰余金	532,981
敷金	131,766	その他利益剰余金	532,981
差入保証金	1,370	繰越利益剰余金	532,981
繰延税金資産	95,911	（うち当期純利益）	（ 179,294）
		評価・換算差額等	△ 1,276
		その他有価証券評価差額金	△ 1,276
		新株予約権	375
		新株予約権	375
		純資産合計	658,080
資産合計	3,601,232	負債・純資産合計	3,601,232

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております

## 重要な会計方針

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

#### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。なお、2007年4月1日以降取得した建物 (附属設備を除く。) 及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

#### ②無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### ①スクール事業

当社の運営するスポーツスクールは、会員に対してスポーツ指導を提供することを履行義務としております。月会費については毎月履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。取引の対価は概ね各月において履行義務の充足する当月に受領する、もしくは履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。またイベント売上の主な履行義務は、スポーツスクールと関連したイベント開催(合宿、大会、等)を行い、引率及び指導を行うことです。取引の対価は概ね履行義務の充足する日以前に受領しております。

##### ②ソーシャル事業

ソーシャル事業については、主に自治体より受領する委託契約に基づき、部活動や体育授業におけるスポーツ指導の提供を履行義務としております。受託・指定の契約期間に基づいて一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき履行義務が充足されますが、主に計算期間の単位を1ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。なお、取引の対価は契約に基づく入金条件により受領しております。